

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

この法律は、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他 の地域間の交流の促進等を図るための基盤となる地域公共交通網の形成の促進の観点から地域公共交通の 活性化及び再生を推進することが重要となつていて、これに鑑み、交通政策基本法の基本理念にのっとり、 地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成に関する措置等について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組 及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第二 地域公共交通再編事業の定義

この法律において「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であつて、地方 公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送 事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る路線等の編成の変更、他の種類の旅客運

（第一条関係）

送事業への転換、自家用有償旅客運送による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券の発行その他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいうものとすること。

(第二条関係)

第三 基本方針に定める事項の見直し等

一 基本方針に定める事項として、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項を追加するものとすること。

二 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとすること。

三 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならぬものとすること。

(第三条関係)

第四 地域公共交通網形成計画の作成

一 地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共に、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の

形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができるものとすること。

二 地域公共交通網形成計画に定める事項として、地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項を追加するものとすること。

三 地域公共交通網形成計画においては、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとすること。

四 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとすること。

（第五条及び第六条関係）

第五 地域公共交通再編事業

一 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通

再編事業を実施するための計画（以下「地域公共交通再編実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとすること。

二 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 地域公共交通再編事業を実施する区域
- 2 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（3に掲げるものを除く。）
- 3 地方公共団体による支援の内容
- 4 地域公共交通再編事業の実施予定期間
- 5 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 6 地域公共交通再編事業の効果
- 7 1から6までに掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

三 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等の全ての同意を得なければならないものとすること。

四 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聽かなければならぬものとすること。

五 国土交通大臣は、地方公共団体の申請に基づき、地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定をするものとすること。

六 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、鉄道事業法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとすること。

七 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、軌道法の特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなすものとすること。

八 地方公共団体が、地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、一般乗合旅客自動車運送

事業について道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとすること。

九 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるものとすること。

十 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係るもの）を除く。十一において同じ。）について、道路運送法の事業の許可又は事業計画の変更の認可の申請があつた場合には、当該事業の経営により、地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうか等を審査しなければならないものとすること。

十一 國土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業の經營により、地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができるものとすること。

十二 國土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が十一の命令に違反したときは、六月以内の期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業について道路運送法の許可を取り消すことができるものとすること。

十三 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、海上運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとすること。

十四 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けた場合において、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割

引を行おうとするときは、あらかじめ、共同で届出をした者は、鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の規定により届出をしたものとみなすものとすること。

(第二十七条の一から第二十七条の八まで関係)

第六 その他

一 國土交通大臣の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業の実施を担保するために必要な國土交通大臣による勧告、命令等の規定を設けるものとすること。

(第二十八条関係)

二 罰則に関し所要の改正を行うものとすること。

(第四十三条から第四十五条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。

(附則第二条及び第三条関係)

(附則第四条関係)

- 三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。
- 四 関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第六条及び第七条関係)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「第二十条」を「第二十二条」

に、
「第五節 乗継円滑化事業（第二十一条—第二十五条）

を「第五節 鉄道事業再構

第五節の二 鉄道事業再構築事業（第二十五条の二—第二十五条の四）」

「第七節 地域

築事業（第二十三条—第二十五条）」に、「第七節 雜則（第二十八条・第二十九条）」を

第八節 雜則

公共交通再編事業（第二十七条の二—第二十七条の八）
(第二十八条・第二十九条)
に、「第四十三条・第四十四条」を「第四十三条
」

—第四十五条」に改める。

第一条中「低減を図る」の下に「ための基盤となる地域における公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の」を加え、「かんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画」を「鑑み、交通

政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのつとり、地方公共団体による地域公共交通網形

成計画」に改め、「により、」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう」を加え、「総合的、一体的かつ効率的に」を削る。

第二条第五号中「、乗継円滑化事業」を削り、「及び鉄道再生事業」を「、鉄道再生事業及び地域公共交通再編事業」に改め、同号を同条第九号を削り、同条第九号の二中「かんがみ」を「鑑み」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十号中「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 地域公共交通再編事業 地域公共交通を再編するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更、他の種類の旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。第二十七条の二第三項において同じ。）への転換、自家用有償旅客運送（同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。）による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善

、共通乗車船券（二以上の運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十七条の八第一項において同じ。）の発行その他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいう。

第三条第一項中「地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に」を「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を」に改め、同条第二項第一号中「地域公共交通」を「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通」に改め、同項第二号及び第三号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第五号中「その他」の下に「国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

第三条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四条第一項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、「行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項中「が行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、「行うよう」を「行うとともに、必要があると認めるときは、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう」に改め、同条第三項中「主体的に」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成

第五条の見出しを「（地域公共交通網形成計画）」に改め、同条第一項中「市町村は」を「地方公共団体は」に、「単独で又は共同して」を「市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して」に改め、「について、」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、「総合的かつ一体的に」を削り、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第二項中「地域公共交通総合連携計画に」を「地域公共交通網形成計画に」に改め、同項第一号中「地域公共交通」を「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通」に改め、「総合的かつ一体的な」を削り、同項第二号及び第三号中「地域公共交通網の形成に資する地域公共交通」を「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第六号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

第五条第九項中「第五項」を「第六項」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画

「に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、「ときは、」の下に「主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、「都道府県」の下に「（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

第六条第一項を次のように改める。

地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

第六条第二項第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同項第二号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項第三号及び同条第三項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第六項中「都道府県は、地域公共交通総合連携計画」を「都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画」に改める。

第七条の見出しを「（地域公共交通網形成計画の作成等の提案）」に改め、同条第一項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画の」を「地域公共交通網形成計画の」に改め、同項第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第二項中「市町村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第八条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及び第

五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第九条第一項中「軌道運送高度化実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十三条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十四条第一項中「道路運送高度化実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項及び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十八条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及び第四項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十九条第一項中「海上運送高度化実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項及び第四項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第三章第五節の節名を削る。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条から第二十五条までを削る。

第二十五条の二第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第二項第三号中「市町村」を「地方公共団体」に改め、第三章第五節の一中同条を第二十三条とする。

第二十五条の三第一項中「鉄道事業再構築実施計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条を第二十四条とし、第二十五条の四を第二十五条とする。

第三章第五節の二を同章第五節とする。

第二十六条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第二項第三号中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第二十八条第一項中「市町村は、地域公共交通総合連携計画」を「地方公共団体は、地域公共交通網形成計画」に、「乗継円滑化事業又は鉄道事業再構築事業」を「鉄道事業再構築事業又は地域公共交通再編事業」に改め、同条第二項中「市町村」を「地方公共団体」に、「認定乗継円滑化実施計画に定められた乗継円

滑化事業又は認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業」を「認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業」に改め、同条第三項中「認定乗継円滑化実施計画又は認定鉄道事業再構築実施計画」を「認定鉄道事業再構築実施計画又は認定地域公共交通再編実施計画」に改め、同条第四項中「について」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第二十九条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第三章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 地域公共交通再編事業

(地域公共交通再編事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画（以下「地域公共交通再編実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通再編事業を実施する区域

二 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）

三 地方公共団体による支援の内容

四 地域公共交通再編事業の実施予定期間

五 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 地域公共交通再編事業の効果

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等（その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者及びその全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者その他の

国土交通省令で定める者をいう。次項において同じ。）の全ての同意を得なければならない。

- 4 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

- 6 前三項の規定は、地域公共交通再編実施計画の変更について準用する。

（地域公共交通再編実施計画の認定）

- 第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通再編実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域公共交通再編実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 地域公共交通再編実施計画に定める事項が地域公共交通再編事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号（第三号を除く。ロにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

四 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであつて、次のイ
からハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそ
れぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準

- ロ 軌道法第十一條第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準
- ハ 軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準

六 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するもので
あつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の
内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基
準

- ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

七 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

八 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであつて、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号（第三号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

二 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基 準

十 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、同法第十一

条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二条ノ二の許可、道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は政令で定める。

4 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域公共交通再編実施計画を変更しようとときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通再編実施計画（第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通再編実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通再編実施計画に従つて地域公共交通再編事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十七条の四 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について前条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた

地域公共交通再編事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六

条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項若しくは第四項、第十七条、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第二十七条の五 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十一条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第二十七条の六 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第十五条第一項

の認可を受け、又は同法第九条第三項から第五項まで、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することがで
きる。

3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送を行う者について準用する。

4 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域

公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通再編事業に係るもの）を除く。次項において同じ。）について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があつた場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあつては、当該事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないことのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあつては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該事業の経営により、当該認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるととなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。

5 國土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業の経営により、当該認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

6 國土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、六月以内の期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業について道路運送法第四条第一項の許可を取り消すことができる。

7 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

(海上運送法の特例)

第二十七条の七 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第八条第三項、第十一条第一項若しくは第十一条の二第二項の認可を受け、

又は同法第六条、第八条第一項、第十一条第三項、第十一条の二第一項若しくは第四項、第十五条、第十一条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これ

らの規定にかかわらず、第二十七条の三第二項の認定を受けた日から開始することができる。

(共通乗車船券)

第二十七条の八 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けた場合において、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施しようとする者が当該地域公共交通再編事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第三十条第一項中「新地域旅客運送事業計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第三十七条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第三十九条第一項中「第三項から第五項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同条第二項中「第五

条第七項及び第八項」を「第五条第八項及び第九項」に改める。

第四十四条中「前条」を「前二条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十条第一項又は第二十八条第四項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第四十三条を第四十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十三条 第二十七条の六第六項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律による改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「旧法」という。）第九条第三項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）を受けた旧法第八条第一項に規定する軌道運送高度化実施計画、旧法第二十五条の三第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けた旧法第二十五条の二第一項に規定する鉄道事業再構築実施計画及び旧法第三十条第三項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）を受けた同条第一項に規定する新地域旅客運送事業計画については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の四の次に次の一条を加える。

(認定が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域公共交通再編実施計画の実施）に規定する地域公共交通再編実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者については、当該地域公共交通再編実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用す

る。

- 一 別表第一第一百二十号 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項（許可）の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許

- 二 別表第一第一百二十五号 道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項（事業計画の変更）の事業計画の変更の認可

- 三 別表第一第一百二十五号の三 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録

- 四 別表第一第一百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可

別表第一中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、同表第一百二十号中「（平成十九年法律第五十九号）第二十五条の四第一項（鉄道事業法の特例）」を「第二十五条第一項（鉄道事業法の特例）」、

第二十七条の四（鉄道事業法の特例）」に、「第二十五条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、「による鉄道事業再構築実施計画の認定」の下に「、同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定」を、「第二項（軌道法の特例）」の下に「、第二十七条の五（軌道法の特例）」を、「による軌道運送高度化実施計画の認定」の下に「、同法第二十七条の三第二項の規定による地域公共交通再編実施計画の認定」を加え、「同号」中「（昭和六十一年法律第九十二号）」を削り、「同号」中「（大正十年法律第七十六号）」を削り、「同表第百二十一号中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削り、「同表第百二十五号中「第十五条（道路運送法の特例）」の下に「、第二十七条の六第一項（道路運送法の特例）」を、「による道路運送高度化実施計画の認定」の下に「、同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定」を加え、「第二十三条第一項（道路運送法の特例）若しくは」及び「第二十一条第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法」を削り、「同表第百二十五号の三中

百一十五の三　自家用有償旅客運送者の登録

旅客運送者の登録

」を

（注）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の六第一項（道路運送法の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第一一十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

に改め、同表第百三十三号中「第二十条（海上運送法の特例）」の下に「、第二十七条の七（海上運送法の特例）」を、「による海上運送高度化実施計画の認定」の下に「、同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定」を加え、同号（一）中「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を削る。
（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第七条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

理 由

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（本則関係） · · · · ·
 - 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係） · · · · ·
 - 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第七条関係） · · · · ·

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律			
目次			
第一章	総則（第一条・第二条）		
第二章	基本方針等（第三条・第四条）		
第三章	地域公共交通網形成計画の作成及び実施		
第一節	地域公共交通網形成計画の作成（第五条・第七条）		
第二節	軌道運送高度化事業（第八条・第十二条）		
第三節	道路運送高度化事業（第十三条・第十七条）		
第四節	海上運送高度化事業（第十八条・第二十二条）		
第五節	鉄道事業再構築事業（第二十三条・第二十五条）		
第六節	鉄道再生事業（第二十六条・第二十七条）		
第七節	地域公共交通再編事業（第二十七条の二・第二十七条の八）		
第八節	地域公共交通の円滑化（第二十九条）		
第四章	新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条・第三十六条）		
第五章	雑則（第三十七条・第四十二条）		
第六章	罰則（第四十三条・第四十五条）		
第七節	地域公共交通の円滑化（第三十条・第三十六条）	現 行	
第四章	新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条・第三十六条）	現 行	
第五章	雑則（第三十七条・第四十二条）	現 行	
第六章	罰則（第四十三条・第四十四条）	現 行	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じてこと等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るために基盤となる地域における公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつてることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのつとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的・一体的かつ効率的に推進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業及び地域

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じてこと等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るために基盤となる地域における公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつてることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのつとり、地方公共団体による地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的・一体的かつ効率的に推進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業、鉄道事業再構築事業及び鉄

公共交通再編事業をいう。

六〇八 (略)

(削る)

道再生事業をいう。

六〇八 (略)

九 乗継円滑化事業 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車船券（二以上の運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十五条第一項において同じ。）の発行、交通結節施設（公共交通機関を利用する旅客の乗降及び乗継ぎがある施設をいう。）における乗降場の改善その他の国土交通省令で定めるものをいう。）

九 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法による鉄道事業のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。）について、経営の改善を図るとともに、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ〇二 (略)

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域公共交通再編事業 地域公共交通を再編するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業（旅客鉄道

（新設）

九二 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況にかんがみ、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法による鉄道事業のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用せるものをいう。以下同じ。）について、経営の改善を図るとともに、市町村その他の者の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ〇二 (略)

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更、他の種類の旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。第二十七条の二第三項において同じ。）への転換、自家用有償旅客運送（同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。）による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車券（二以上の運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十七条の八第一項において同じ。）の発行その他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいう。

十二 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十三 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イヽハ （略）

十一 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十二 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イヽハ （略）

(基本方針)

第三条 主務大臣は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画に定める事業に関する基本的な事項

四 （略）

五 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

六 その他国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

5～7 （略）

(国等の努力義務)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的に効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 （略）

（新設）

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

（新設）

3～5 （略）

(国等の努力義務)

第四条 国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

4 (略)

第三章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成

(地域公共交通網形成計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定める

第四条 国は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

4 (略)

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定め

ものとする。

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通網形成計画の区域

三 地域公共交通網形成計画の目標

四 (略)

五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

(略)

六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関する事項

当該地方公共団体が必要と認める事項

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関する事項

当該地方公共団体が必要と認める事項

3 | 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

4 | 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

5 | 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

6 | 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

るものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通総合連携計画の区域

三 地域公共交通総合連携計画の目標

四 (略)

五 (新設)
(略)

六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関する事項

当該市町村が必要と認める事項

(新設)

3 | 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

4 | 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

5 | 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

		7 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
	8	地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通網形成計画を送付しなければならない。
	9	主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通網形成計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
	10	第六項から前項までの規定は、地域公共交通網形成計画の変更について準用する。
(協議会)		
		第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
	2	協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公
(協議会)		
		第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
	2	協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公
6		市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
7		市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。
	8	主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
	9	第六項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。

		共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
三	関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	
3	第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。	
4・5	(略)	
6	主務大臣及び都道府県(第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。)は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるよう協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。	
7	(略)	

(地域公共交通網形成計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通網形成計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通網形成計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 (略)

2 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域公共交通網形成計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通網形成計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第二節 軌道運送高度化事業

		共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
三	関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者	
3	第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。	
4・5	(略)	
6	主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。	
7	(略)	

(地域公共交通総合連携計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通総合連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 (略)

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第二節 軌道運送高度化事業

(軌道運送高度化事業の実施)

第八条 地域公共交通網形成計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通網形成計画に即して軌道運送高度化事業を実施するための計画（以下「軌道運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

2 (略)

3 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 (略)

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 (略)

(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を経由して行わなければならない。この場合において、関係する地方公共団体は、当

(軌道運送高度化事業の実施)

第八条 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化事業を実施するための計画（以下「軌道運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

2 (略)

3 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 (略)

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 (略)

(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高

該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3・4 (略)

5 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する地方公共団体に通知するものとする。

6～9 (略)

第十条～第十二条 (略)

第三節 道路運送高度化事業

(道路運送高度化事業の実施)

第十三条 地域公共交通網形成計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通網形成計画に即して道路運送高度化事業を実施するための計画（以下「道路運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 (略)

3 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならぬ。

い。

4 (略)

5 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計

度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3・4 (略)

5 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6～9 (略)

第十条～第十二条 (略)

第三節 道路運送高度化事業

(道路運送高度化事業の実施)

第十三条 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化事業を実施するための計画（以下「道路運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 (略)

3 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計

画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 (略)

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を経由して行わなければならない。この場合において、関係する地方公共団体は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3・4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する地方公共団体に通知するものとする。

6・9 (略)

第十五条～第十七条 (略)

第四節 海上運送高度化事業

(海上運送高度化事業の実施)

第十八条 地域公共交通網形成計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通網形成計画に即して海上運送高度化事業を実施するための計画（以下「海上運送高度化実施計

画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 (略)

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならぬ。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3・4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6・9 (略)

第十五条～第十七条 (略)

第四節 海上運送高度化事業

(海上運送高度化事業の実施)

第十八条 地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して海上運送高度化事業を実施するための計画（以下「海上運送高度化実施計

と/or（略）を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

（海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。）

- 3 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する地方公共団体、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

5 （略）

（海上運送高度化実施計画の認定）

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、海上運送高度化実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を経由して行わなければならない。この場合において、関係する地方公共団体は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 （略）

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する地方公共団体に通知するものとする。

5 ～ 8 （略）

第二十条 （略）

（海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。）

- 3 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

5 （略）

（海上運送高度化実施計画の認定）

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには適當なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 （略）

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

5 ～ 8 （略）

第二十条 （略）

(削る)

第二十一条及び第二十二条 削除

第五節 乗継円滑化事業

(乗継円滑化事業の実施)

第二十一条 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化事業を実施するための計画（以下「乗継円滑化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。

2 乗継円滑化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 乗継円滑化事業を実施する区域
- 2 乗継円滑化事業の内容
- 3 乗継円滑化事業の実施予定期間
- 4 乗継円滑化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 5 乗継円滑化事業の効果
- 6 前各号に掲げるもののほか、乗継円滑化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 5 前二条の規定は、乗継円滑化実施計画の変更について準用する。

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二条 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、乗継円滑化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確實に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 | 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならぬ。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 | 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その乗継円滑化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 | 乗継円滑化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 | 乗継円滑化実施計画に定める事項が乗継円滑化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 | 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 | 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第十三条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準に適合すること。

4 | 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通

省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして
国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 | 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関
係する市町村に通知するものとする。

6 | 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る乗継円滑化実施計画を変
更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

7 | 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 | 7 | 國土交通大臣は、第三項の認定に係る乗継円滑化実施計画（第六項の
変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定乗継円滑化
実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認
めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定乗継円滑化実施計画に従つ
て乗継円滑化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消
すことができる。

9 | 第三項の認定及び第六項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通
省令で定める。

(道路運送法の特例)

第二十三条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施
計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以
下同じ。）の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められ
た乗継円滑化事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受け、又
は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないも
のについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと
みなす。

2 | 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であ
つて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたも
のについて前条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実

(削る)

(削る)

施計画に定められた運行計画の変更について道路運送法第十五条の三第二項の規定による届出をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(海上運送法の特例)

第二十四条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二条第三項の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項後段若しくは第二十条第二項後段の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項後段又は第二十条第二項後段の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十二条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法第十一条の二第二項の認可を受け、又は同条第一項若しくは同法第十九条の五第一項後段の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(共通乗車船券)

第二十五条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施

計画について第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業として発行する共通乗車券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第五節 鉄道事業再構築事業

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十三条 地域公共交通網形成計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体、当該鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通網形成計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画（以下「鉄道事業再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 地方公共団体その他の者による支援の内容

四・八 (略)

第五節の二 鉄道事業再構築事業

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十五条の二 地域公共交通総合連携計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、当該鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画（以下「鉄道事業再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 市町村その他の者による支援の内容

四・八 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十四条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには適當なものである旨の認定を申請することができる。

2～8 (略)

第二十五条 (略)

第六節 鉄道再生事業

(鉄道再生事業の実施)

第二十六条 地域公共交通網形成計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者及び国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通網形成計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画（以下「鉄道再生実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 鉄道再生実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 地方公共団体その他の者による支援の内容

四・五 (略)

3・4 (略)

第二十七条 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十五条の三 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには適當なものである旨の認定を申請することができる。

2～8 (略)

第二十五条の四 (略)

第六節 鉄道再生事業

(鉄道再生事業の実施)

第二十六条 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者及び国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画（以下「鉄道再生実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 鉄道再生実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 市町村その他の者による支援の内容

四・五 (略)

3・4 (略)

第二十七条 (略)

(地域公共交通再編事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画（以下「地域公共交通再編実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域公共交通再編事業を実施する区域
- 二 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）
- 三 地方公共交通再編事業の実施予定期間
- 四 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）
- 五 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 地域公共交通再編事業の効果
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

- 3 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等（その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者及びその全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者その他の国土交通省令で定める者をいう。次項において同じ。）の全ての同意を得なけれ

(新設)

ばならない。

- 4 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、地域公共交通再編実施計画の変更について準用する。
- (地域公共交通再編実施計画の認定)
- 第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 國土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通再編実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 地域公共交通再編実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 地域公共交通再編実施計画に定める事項が地域公共交通再編事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

(新設)

			イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号（第三号） を除く。口において同じ。）に掲げる基準
		ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準	
	ハ	鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準	
	四	地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。	
	五	地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。	
	イ	軌道法第三条の特許 同条の特許の基準	
	ロ	軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準	
	ハ	軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準	
	六	地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。	
	イ	道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準	
	ロ	道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準	
	ハ	道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準	
七	ハ	地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、道路運送法第四条第一項の	

許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようと/orする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

八 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであつて、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれ當該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号（第三号を除く

。ハにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する

同法第四条各号に掲げる基準

二 海上運送法第十二条の二第二項の認可 同条第二項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準

十 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3| 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二条ノ二の許可、道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

4

国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合、この限りでない。

5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域公共交通再編実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通再編実施計画（第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通再編実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通再編実施計画に従つて地域公共交通再編事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十七条の四 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について前条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十六项第三項若しくは第四項、第十七条、第二十八条第一項若

（新設）

しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第二十七条の五 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について
第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十一条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第二十七条の六 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について
第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項から第五項まで、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

(新設)

2

地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他他の貨物を運送することができる。

3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送を行う者について準用する。

4 國土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通再編事業に係るもの）を除く。次項において同じ。）について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があつた場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあつては、当該事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないことのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあつては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該事業の経営により、当該認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。

5 國土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業の経営により、当該認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便

を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

6 國土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、六月以内の期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業について道路運送法第四条第一項の許可を取り消すことができる。

7 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

(海上運送法の特例)

第二十七条の七 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第八条第三項、第十一条第一項若しくは第十二条の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第八条第一項、第十二条第三項、第十二条の二第一項若しくは第四項、第十五条第一項若しくは第二項、第十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十七条の三第二項の認定を受けた日から開始することができる。

(共通乗車船券)

第二十七条の八 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けた場合において、当該地域公共交通

(新設)

(新設)

再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施しようとする者が当該地域公共交通再編事業として発行する共通乗車券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一條第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第八節 雜則

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業又は地域公共交通再編事業（以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 地方公共団体は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業又は認定軌道運送高度化事業等と総称する。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一

第七節 雜則

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 市町村は、地域公共交通総合連携計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業又は鉄道事業再構築事業（以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業又は認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業（以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一

項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画、認定海上運送高度化実施計画、認定鉄道事業再構築実施計画又は認定地域公共交通再編実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 國土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるとときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(地方債についての配慮)

第二十九条 地方公共団体が、地域公共交通網形成計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化

(新地域旅客運送事業計画の認定)

第三十条 新地域旅客運送事業を実施しようとする者（以下「新地域旅客運送事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新地域旅客運送事業についての計画（以下「新地域旅客運送事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通

項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定乗継円滑化実施計画、認定鉄道事業再構築実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 國土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるとときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(地方債についての配慮)

第二十九条 地方公共団体が、地域公共交通総合連携計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化

(新地域旅客運送事業計画の認定)

第三十条 新地域旅客運送事業を実施しようとする者（以下「新地域旅客運送事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新地域旅客運送事業についての計画（以下「新地域旅客運送事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進

通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

2～9 (略)

第三十一条～第三十六条 (略)

第五章 雜則

(資金の確保)

第三十七条 国及び地方公共団体は、地域公共交通網形成計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十八条 (略)

(主務大臣)

第三十九条 第三条第一項及び第五項から第七項までにおける主務大臣は、同条第二項第四号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣及び総務大臣とする。
2 第五条第八項及び第九項並びに第六条第六項における主務大臣は、国土交通大臣及び総務大臣とする。

第四十条～第四十二条 (略)

第六章 罰則

第四十三条 第二十七条の六第六項の規定による輸送施設の使用の停止又

するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

2～9 (略)

第三十一条～第三十六条 (略)

第五章 雜則

(資金の確保)

第三十七条 国及び地方公共団体は、地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十八条 (略)

(主務大臣)

第三十九条 第三条第一項及び第五項から第七項までにおける主務大臣は、同条第二項第四号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣及び総務大臣とする。
2 第五条第七項及び第八項並びに第六条第六項における主務大臣は、国土交通大臣及び総務大臣とする。

第四十条～第四十二条 (略)

第六章 罰則

(新設)

は事業の停止の処分に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

三 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第四項の規定による命令に違反した者
(新設)

二 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

○

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）

※現行規定は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律附則第八条の規定による改正を前提とするもの

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行
案

（認定が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

（新設）

第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域公共交通再編事業の実施）に規定する地域公共交通再編実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者については、当該地域公共交通再編実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

- | | |
|---|--|
| 一 別表第一第一百二十号 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号） | |
| 二 第三条第一項（許可）の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許 | |
| 三 別表第一第一百二十五号 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）的一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項（事業計画の変更）の事業計画の変更の認可 | |
| 三 別表第一第一百二十五号の三 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録 | |

<p>四 別表第一 第百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">課税標準</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">一～百十九 省 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p> <p>（注） 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条第一項（鉄道事業法の特例）、第二十七条の四（鉄道事業法の特例）若しくは第三十二条第一項（鉄道事業法等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十四条（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項（速達性向上計画）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一～百十九 省 略		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率					
一～百十九 省 略							

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の四関係）</p> <p>（注） 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十五条の四第一項（鉄道事業法の特例）若しくは第三十二条第一項（鉄道事業法等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十四条（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項（速達性向上計画）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に</p>
--

生に関する法律第二十四条第二項（鉄道事業再構築実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十一条第一項（軌道法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）、第二十七条の五（軌道法の特例）若しくは第三十三条第一項（軌道法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便増進実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道利便増進実施計画の認定による地域公共交通再編実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便増進実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許とみなす。

関する法律第二十五条の三第二項（鉄道事業再構築実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十一条第一項（軌道法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第十条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）若しくは第三十三条第一項（軌道法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便増進実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許とみなす。

(一) 鉄道事業法第三条第一項（許可）の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。）

(二) 鉄道事業法第三十二条（許可）の索道事業の許可

(三) 軌道法第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。）

(四) 鉄道事業法第六十二条第一項（軌道からの変更）の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可（(一)に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるものを除く。）

許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
一件につき十五万円（(一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円）	一件につき三万円	一件につき十五万円（(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円）	一件につき九万円（(二) 同 上）

(四) 同上	(三) 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。）	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

<p>百二十一　自動車道事業の免許</p> <p>道路運送法第四十七条第一項（免許）の自動車道事業の免許</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">免許件数</td><td style="padding: 5px;">一百五万円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一件につき</td><td style="padding: 5px;">十五万円</td></tr> </table>	免許件数	一百五万円	一件につき	十五万円	<p>九万円）</p>
免許件数	一百五万円					
一件につき	十五万円					

<p>百二十一　自動車道事業の免許</p> <p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条第一項（免許）の自動車道事業の免許</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">同上</td><td style="padding: 5px;">同上</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業の免許</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table>	同上	同上	事業の免許		<p>百二十二～百二十四　同上</p>
同上	同上					
事業の免許						
<p>百二十二～百二十四　省略</p> <p>百二十五　道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>（注）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）、第二十七条の六第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第二項又は特定地域及び準特</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">免許件数</td><td style="padding: 5px;">一百五万円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一件につき</td><td style="padding: 5px;">十五万円</td></tr> </table>	免許件数	一百五万円	一件につき	十五万円	<p>九万円）</p>
免許件数	一百五万円					
一件につき	十五万円					

路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する同法（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、福

定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、福島復興再

島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

(二) 道路運送法第十五条第一項（事業計）	(一) 道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可
	イ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可
円 口 一般乗用旅客自動車運送事業の許可	許可件数 一件につき九万円 一件につき三万円（個人の受けける一般乗用旅客自動車運送事業の許可で政令で定めるものについては、一万五千

生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

(二) 同上	(一) 同上
	イ 同上
同上	同上

画の変更) の規定による事業計画の変更の認可

イ (一)に掲げる許可を受けている者

が道路運送法第五条第一項第三号(許可申請)の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの

ロ (一)に掲げる許可(政令で定めるものを除く。ハにおいて同じ。)を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの

認可件数	認可件数	認可件数	認可件数	認可件数
一万五千円	五千円	五千円	五千円	一件につき

(三) 道路運送法第四十三条第一項(特定旅客自動車運送事業)の特定旅客自動車運送事業の許可

(四) 貨物自動車運送事業法第三条(一般貨物自動車運送事業の許可)の一般貨

イ (一)に掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号(許可申請)の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの

ハ (一)に掲げる許可を受けている者が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項(定義)に規定する準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの

十二万円	三万円	五千円	五千円	一万五千円
------	-----	-----	-----	-------

イ 同上	ハ 同上	ハ 同上	口 同上	同上
------	------	------	------	----

同上	同上	同上	同上	同上
----	----	----	----	----

同上	同上	同上	同上	同上
----	----	----	----	----

許可件数	一件につき 六万円	(五) 貨物自動車運送事業の許可
		一項（特定貨物自動車運送事業）の特 定貨物自動車運送事業の許可
百二十五の二 省 略		
百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録		
		(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の六 第一項（道路運送法の特例）の規定により自家用有償旅客運送 者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における 同法第二十七条の二第二項（地域公共交通再編実施計画の認定 ）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による 地域公共交通再編実施計画の認定は、当該登録又は変更登録と みなす。
(一) 道路運送法第七十九条（登録）の自 家用有償旅客運送者の登録（更新の登 録を除く。）	登録件数	一件につき 一万五千円
(二) 道路運送法第七十九条の七第一項（ 変更登録等）の変更登録（財務省令で 定めるものに限る。）	登録件数	一件につき 三千円
百二十六～百三十二 省 略		
百三十三 船舶運航事業の許可		
(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条（海上		

百三十三 船舶運航事業の許可	百二十六～百三十二 同 上	(一) 同 上	百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録
(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条(海上		(二) 同 上	
		同 上	同 上
		同 上	同 上

	(一) 海上運送法第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	(一) 海上運送法第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	運送法の特例）、第二十七条の七（海上運送法の特例）又は第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項（地域公共交通再編実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通再編実施計画の認定又は同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。
	許可件数 九万円	許可件数 九万円	一件につき 九万円

	(一) 同 上	(一) 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	運送法の特例）、又は第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による海上運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。
	同 上	同 上	同 上
	同 上	同 上	同 上

百三十四～百六十 省 略

百三十四～百六十 同 上

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）新旧対照表（附則第七条関係）

※現行規定は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の規定による改正を前提とするもの
(傍線部分は修正部分)

	改 正 案	現 行
	(基本計画の認定) 第九条 (略) 2 (4) (略)	(基本計画の認定) 第九条 (略) 2 (4) (略)
6 15	5 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第 十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するととも に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五 十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保 たれたものでなければならぬ。	5 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第 十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するととも に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五 十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画との調和が 保たれたものでなければならぬ。
6 15	(略)	(略)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案参考条文

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）
- 軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）
- 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）（抄）
- 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）（抄）
- 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）（抄）
- 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）（抄）
- 駐車場法（昭和三十二年法律第一百六号）（抄）
- 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年第百六十三号）（抄）
- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）
- 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（抄）
- 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）
- 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）
- 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）
- 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）（抄）

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 基本方針等（第三条・第四条）	第二章 基本方針等（第三条・第四条）
第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施	第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施
第一節 地域公共交通総合連携計画の作成（第五条—第七条）	第一節 地域公共交通総合連携計画の作成（第五条—第七条）
第二節 軌道運送高度化事業（第八条—第十二条）	第二節 軌道運送高度化事業（第八条—第十二条）
第三節 道路運送高度化事業（第十三条—第十七条）	第三節 道路運送高度化事業（第十三条—第十七条）
第四節 海上運送高度化事業（第十八条—第二十条）	第四節 海上運送高度化事業（第十八条—第二十条）
第五節 乗継円滑化事業（第二十一条—第二十五条）	第五節 乗継円滑化事業（第二十一条—第二十五条）
第六節 鉄道再生事業（第二十六条—第二十七条）	第六節 鉄道再生事業（第二十六条—第二十七条）
第七節 雜則（第二十八条—第二十九条）	第七節 雜則（第二十八条—第二十九条）
第四章 新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条—第三十六条）	第四章 新地域旅客運送事業の円滑化（第三十条—第三十六条）
第五章 雜則（第三十七条—第四十二条）	第五章 雜則（第三十七条—第四十二条）
第六章 罰則（第四十三条・第四十四条）	第六章 罚則（第四十三条・第四十四条）
附則	附則

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じてること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつていることから、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鐵道事業者に鐵道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道經營者（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者

二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第一百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）（以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であつて、公共交通機關を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの

三 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

四 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業、鉄道事業再構築事業及び鉄道再生事業をいう。

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着時刻に従つて運行することをいう。以下同じ。）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）であつて、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九 乗継円滑化事業 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車船券（二以上

の運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十五条第一項において同じ。）の発行、交通結節施設（公共交通機関を利用する旅客の乗降及び乗継ぎがある施設をいう。）における乗降場の改善その他の国土交通省令で定めるものをいう。

九の二 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況にかんがみ、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法による鉄道事業のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。）について、経営の改善を図るとともに、市町村その他の者の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ

事業の譲渡及び譲受

ロ

法人の合併

又は分割

ハ

イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

二

イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法（昭和三十二年法律第六百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十二 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ

旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

ロ

一般乗合旅客自動車運送事業

ハ

国内一般旅客定期航路事業等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安委員会及び環境大臣に協議するものとする。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国等の努力義務)

第四条 国は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通総合連携計画の区域

三 地域公共交通総合連携計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするとときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするとときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。

8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。

（協議会）

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
- 2 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 3 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 4 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
- 5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域公共交通総合連携計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、

基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通総合連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者
2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(軌道運送高度化事業の実施)

第八条 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとするとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとするとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化事業を実施するための計画（以下「軌道運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

2 軌道運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 軌道運送高度化事業を実施する区域
- 2 軌道運送高度化事業の内容
- 3 軌道運送高度化事業の実施予定期間
- 4 軌道運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 5 軌道運送高度化事業の効果
- 6 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次
- 7 前各号に掲げるもののほか、軌道運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするとときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を定めようとするとときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、軌道運送高度化実施計画の変更について準用する。

(軌道運送高度化実施計画の認定)

- 第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには、該計画が適切なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その軌道運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 軌道運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道運送高度化実施計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

- 4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

- 6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る軌道運送高度化実施計画を変更しようとするとときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

- 8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る軌道運送高度化実施計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定軌道運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道運送高度化実施計画に従つて軌道運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(軌道法の特例)

- 第十条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（次項に規定する場合を除く。）がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。
- 2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（軌道を敷設してこれを旅客の運送を行う事業（以下「軌道整備事業」という。）を実施しようとする者と敷設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業（以下「軌道運送事業」という。）を実施しようとする者とが異なる場合に限る。）がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業として行われる軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。
- 3 国土交通大臣は、軌道整備事業又は軌道運送事業について特許がその効力を失い、又は取り消されたときは、当該特許がその効力を失い、若

しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業の特許を取り消すことができる。

(道路運送高度化事業の実施)

第十三条 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化事業を実施するための計画（以下「道路運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 道路運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路運送高度化事業を実施する区域

二 道路運送高度化事業の内容

三 道路運送高度化事業の実施予定期間

四 道路運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 道路運送高度化事業の効果

六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次

七 前各号に掲げるもののほか、道路運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならない。

5 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、道路運送高度化実施計画の変更について準用する。

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには、該認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その道路運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 道路運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 道路運送高度化実施計画に定める事項が道路運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 道路運送高度化実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、道路運送

高度化事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。い。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 國土交通大臣は、第三項の認定に係る道路運送高度化実施計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定道路運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運送高度化実施計画に従つて道路運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第十五条 道路運送高度化事業を実施しようとする者がその道路運送高度化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、当該道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（海上運送高度化事業の実施）

第十八条 地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に關する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して海上運送高度化事業を実施するための計画（以下「海上運送高度化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

2 海上運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海上運送高度化事業を実施する区域

二 海上運送高度化事業の内容

三 海上運送高度化事業の実施予定期間

四 海上運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 海上運送高度化事業の効果

- 6 前各号に掲げるもののほか、海上運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、海上運送高度化実施計画の変更について準用する。

(海上運送高度化実施計画の認定)

- 第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには、該計画が基本方針に照らして適切なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 海上運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 海上運送高度化実施計画に定める事項が海上運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。
 - 5 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る海上運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。
 - 6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。
 - 7 国土交通大臣は、第三項の認定に係る海上運送高度化実施計画（第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定海上運送高度化実施計画に従つて海上運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 8 第三項の認定及び第五項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五節 乗継円滑化事業

(乗継円滑化事業の実施)

第二十一条 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化事業を実施するための計画（以下「乗継円滑化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。

2 乗継円滑化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 乗継円滑化事業を実施する区域

二 乗継円滑化事業の内容

三 乗継円滑化事業の実施予定期間

四 乗継円滑化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 乗継円滑化事業の効果

六 前各号に掲げるもののほか、乗継円滑化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、乗継円滑化実施計画の変更について準用する。

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二条 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、乗継円滑化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その乗継円滑化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 乗継円滑化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 乗継円滑化実施計画に定める事項が乗継円滑化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第十二条において準用する同法第四条各号に掲げる基準に適合すること。

4

国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5

国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

6

第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る乗継円滑化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7

第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8

国土交通大臣は、第三項の認定に係る乗継円滑化実施計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定乗継円滑化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定乗継円滑化実施計画に従つて乗継円滑化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9

第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第二十三条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて前条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた運行計画の変更について道路運送法第十五条の三第二項の規定による届出をしなければならないときは、同項の規定にかかるらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

（海上運送法の特例）

第二十四条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項後段若しくは第二十条第二項後段の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項後段又は第二十条第二項後段の規定による届出をしたるものとみなされた事業については、これらの規定にかかるらず、第二十二条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であつて国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法第十一条の二第二項の認可を受け、又は同条第一項若しくは同法第十九条の五第一項後段の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定にかかるらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(共通乗車船券)

第二十五条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。
2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第五節の二 鉄道事業再構築事業

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十五条の二 地域公共交通総合連携計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、当該鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画（以下「鉄道事業再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 鉄道事業再構築事業を実施する路線
- 2 旅客鉄道事業の改善に関する事項
- 3 市町村その他の者による支援の内容
- 4 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
- 5 鉄道事業再構築事業の実施予定期間
- 6 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 7 鉄道事業再構築事業の効果
- 8 前各号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十五条の三 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が鉄道事業再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

- イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準
- ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
- ハ 鉄道事業法第十五条第一項の認可 同条第三項の基準
- 二 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項
- ホ 鉄道事業法第二十五条第一項の許可 同条第二項各号に掲げる基準
- ヘ 鉄道事業法第二十六条第一項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

四 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

3 国土交通大臣は、地方公共団体が経営する鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業に該当する事業（鉄道線路を同条第三項に規定する第二種鉄道事業を経営する者に無償で使用させるものに限る。）が定められた鉄道事業再構築実施計画について前項の認定をしようとするときは、当該第三種鉄道事業に該当する事業について、同項第三号イの規定にかかるらず、同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをすることができる。

4 第二項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとする。

5 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る鉄道事業再構築実施計画を変更しようとするとときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画（第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定鉄道事業再構築実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道事業再構築実施計画に従つて鉄道事業再構築事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十五条の四 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可若しくは同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第七条第三項若しくは第十六条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施するため、当該鉄道事業再構築事業に係る従前の旅客鉄道事業について廃止をすることが必要となる場合においては、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止届出をすることを要しない。

第六節 鉄道再生事業

(鉄道再生事業の実施)

第二十六条 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者及び国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画（以下「鉄道再生実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 鉄道再生実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 鉄道再生事業を実施する路線
- 2 鉄道事業の経営の改善に関する事項
- 3 市町村その他の者による支援の内容
- 4 鉄道再生事業の実施予定期間
- 5 前号の期間を経過した後における鉄道事業者の鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者は、当該廃止届出に係る鉄道事業の全部又は一部について第一項の合意のための協議を開始したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項に規定する者は、鉄道再生実施計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該鉄道再生実施計画を国土交通大臣に届け出ることができる。これを変更したときも同様とする。

第七節 雜則

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 市町村は、地域公共交通総合連携計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業又は鉄道事業再構築事業（以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業又は認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業（以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

- 3 國土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画、認定乗継円滑化実施計画又は認定鉄道事業再構築実施計画に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 國土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(地方債についての配慮)

第二十九条 地方公共団体が、地域公共交通総合連携計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(新地域旅客運送事業計画の認定)

第三十条 新地域旅客運送事業を実施しようとする者（以下「新地域旅客運送事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新地域旅客運送事業についての計画（以下「新地域旅客運送事業計画」という。）を作成し、これを國土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するためには、適切なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 新地域旅客運送事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 1 新地域旅客運送事業を実施する区域

- 2 新地域旅客運送事業の目標

- 3 新地域旅客運送事業の内容

- 4 新地域旅客運送事業の実施時期

- 5 新地域旅客運送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- 6 前各号に掲げるもののほか、新地域旅客運送事業の実施のために必要な事項として國土交通省令で定める事項

- 3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その新地域旅客運送事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 1 新地域旅客運送事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 2 新地域旅客運送事業計画に定める事項が新地域旅客運送事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 3 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客鐵道事業に該当するものについては、当該事業の内容が鐵道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 4 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものについては、当該事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

五 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

六 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

6 第三項の認定を受けた新地域旅客運送事業者（以下「認定新地域旅客運送事業者」という。）は、当該認定に係る新地域旅客運送事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第四項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。

8 國土交通大臣は、第三項の認定に係る新地域旅客運送事業計画（第六項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新地域旅客運送事業計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法等の特例）

第三十二条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二项若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十九条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、鉄道事業法第十六条第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第三条第一項の規定による公告をしなければならないものについては、同項の規定により公告をしたものとみなす。

なす。

(軌道法の特例)

第三十三条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可を受けなければならぬものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

3 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第三十四条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十七条第一項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第九条第三項又は第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第十二条第一項又は第三項の規定による掲示をしなければならないものについては、これらの規定により掲示をしたものとみなす。

(海上運送法の特例)

第三十五条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十二条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一

項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかるとみなし。

2 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第十一条第一項若しくは第八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一一条第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十九条の五第一項若しくは第二項若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 国内一般旅客定期航路事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第八条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

4 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第十条又は第十九条の六の二（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示をしなければならないものについては、これらの規定により公示をしたものとみなす。

（資金の確保）

第三十七条 国及び地方公共団体は、地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進のために必要な資金の確保に努めるものとする。

（報告の徴収）

第三十八条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定軌道運送高度化事業等を実施する者又は認定新地域旅客運送事業者に対し、それぞれ認定軌道運送高度化事業等又は認定新地域旅客運送事業の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣）

第三十九条 第三条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、同条第二項第四号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他

の事項については国土交通大臣及び総務大臣とする。

2 第五条第七項及び第八項並びに第六条第六項における主務大臣は、国土交通大臣及び総務大臣とする。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第四項の規定による命令に違反した者

二 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

○軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第十一条 軌道經營者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

② 前項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ国土交通大臣ニ届出ヅベシ

③（略）

第二十二条ノ二 軌道經營者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ運輸事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ズ

第三十一条 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル軌道ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

② 前項ノ軌道ニ準スヘキモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 ↳ 4 （略）

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 ↳ 11 （略）

（一般旅客定期航路事業の許可）

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 ↳ 4 （略）

（許可基準）

第四条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければなら

ない。

一 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有すること。

四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 当該事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。
六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

第五条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。
一 一年以上の懲役又は禁錮この刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していな者であるとき。
二 一般旅客定期航路事業の許可、特定旅客定期航路事業の許可又は第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過していな者であるとき。

三 法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号のいずれかに該当するとき。

（船舶運航計画の届出）

第六条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画（指定区間に係るもの）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（運賃及び料金）

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

（略）

2 3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

4 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

5 (略)

(事業計画の変更)

第十一条 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、國土交通省令の定める手続により、國土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、國土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- 2 第四条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、國土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(船舶運航計画の変更)

第十一条の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、國土交通省令で定める手續により、あらかじめ、國土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、國土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- 2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかるわらず、國土交通省令の定める手続により、國土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、國土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- 3 第四条（第六号に係るものに限る。）の規定は、前項の認可について準用する。

- 4 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書又は第二項ただし書の事項について船舶運航計画を変更したときは、遅滞なく、國土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業の休廃止の届出)

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、國土交通省令の定める手續により、休止又は廃止の日の三十日前までに、國土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

- 2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる國土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかるわらず、國土交通省令の定める手續により、休止又は廃止の日の六月前までに、國土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、國土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (6) (略)

(貨物定期航路事業の届出)

第十九条の五 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始日の十日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、三十日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 貨物定期航路事業を営む者（以下「貨物定期航路事業者」という。）が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第二項において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

(不定期航路事業の届出)

第二十条 不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）を営む者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。

2 人の運送をする不定期航路事業（第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十条の二 第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。

2 第十条の三、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二から第十九条の二の三まで及び第十九条の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）について準用する。

3 第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおける人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3 (略)

（許可基準）

第六条 國土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有すること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること。

（欠格事由）

第七条 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- 一 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかるらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 6 （略）

（運行計画）

第十五条の三 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画（運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項（路線定期運行に係るものに限る。）に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（事業改善の命令）

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 （略）

二 運賃等の上限を変更すること。

三 7 （略）

（事業の休止及び廃止）

第三十八条 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 4 （略）

(許可の取消し等)

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

- 三 第七条第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 國土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 特定旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 ⤵ 10 (略)

(免許)

第四十七条 自動車道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 ⤵ 3 (略)

(免許基準)

第四十九条 (略)

2 國土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。

- 一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を

経過していない者であるとき。

- 二 免許を受けようとする者が自動車道事業の免許の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者であるとき。
- 三 免許を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 二 （略）

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲

- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第七十九条の四 國土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人

である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に關し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める關係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

2 (略)

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2 (略)

3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。

四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する關係者の合意により解除されたとき。

2 第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(郵便物等の運送)

第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

2 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 (略)

二 第九条第一項の規定による運賃等の上限の認可

三・四 (略)

五 第三十一条の規定による運賃等の上限又は運賃若しくは料金の変更の命令

六・七 (略)

(利害関係人等の意見の聴取)

第八十九条 地方運輸局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

一 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可

二 (略)

2～4 (略)

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

(輸出抹消登録)

第十五条の二 (略)

2～4 (略)

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をするものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請

をすることができる。

257 (略)

(登録識別情報の通知)

第十八条の二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

○道路法（昭和二十七年法律第八百八十号）（抄）

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施工することが適當であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（都道府県道の管理）

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（管理の特例）

- 1 第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかるらず、当該指定市が行う。
- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかるらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 町村は、第十五条の規定にかかるらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附屬する道路の附属性物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わって行うことが適當であると認められる場合においては、

第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5～7 （略）

○駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）（抄）

（駐車場整備地区）

第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域）において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区的周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

（駐車場整備計画）

第四条 （略）

2 駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 （略）

五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3～5 （略）

○道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年第二百六十三号）（抄）

附 則
（施行期日）

1・2 （略）

3 建設大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行なうべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道

府県知事又は指定市の長に行なわせることができる。この場合においては、道路法第十七条第三項の規定を準用する。
4 (15) (略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第一百四十二号の規定により旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第一百四十二号の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）
- 二 特別用途地区
- 二の二～十六 （略）
- 2～4 （略）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即

し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（許可）

第三条 鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2・4 （略）

（許可申請）

第四条 鉄道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

1・7 （略）

八 第一種鉄道事業を經營しようとする場合であつて、鉄道線路の譲渡を受け、又は鉄道線路を使用させるときは、その旨並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

九 第二種鉄道事業を經營しようとする場合には、鉄道線路の使用を許諾する者の氏名又は名称及び住所

十 第三種鉄道事業を經營しようとする場合には、鉄道線路を譲渡するか又は使用させるかの別並びにその相手方の氏名又は名称及び住所
2・3 （略） 前項の申請書には、事業収支見積書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可基準）

第五条 國土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 その事業の計画が經營上適切なものであること。
- 二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有すること。
- 四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること。

2・3 （略）

（欠格事由）

- 第六条 國土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。
 - 一 一年以上の懲役又は禁錮ご禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

- 二 鉄道事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
四 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの
五 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

（事業基本計画等の変更）

- 第七条 鉄道事業の許可を受けた者（以下「鉄道事業者」という。）は、事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第五条第一項の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 鉄道事業者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をし、又は第四条第一項第九号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（鉄道線路の使用等）

- 第十五条 第一種鉄道事業者及び第三種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第三種鉄道事業者」という。）は、許可を受けた路線に係る鉄道線路を第二種鉄道事業者に使用させようとするときは、使用料その他の国土交通省令で定める使用条件について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 （略）
- 3 国土交通大臣は、前二項に規定する使用条件又は譲渡条件が、鉄道事業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、前二項の認可をしなければならない。

（旅客の運賃及び料金）

- 第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 （略）

(運行計画)

第十七条 鉄道運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、列車の運行計画を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(列車の運行の管理等の受委託)

第二十五条 列車の運行の管理その他国土交通省令で定める鉄道事業に係る業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
 - 1 その事業を継続して運営するためには必要であること。
 - 2 受託者が当該業務の管理を行うのに適している者であること。
- 3 (略)

(事業の譲渡及び譲受等)

第二十六条 鉄道事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 鉄道事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、鉄道事業者たる法人と鉄道事業を経営しない法人が合併する場合において鉄道事業者たる法人が存続するとき又は鉄道事業者たる法人が分割をする場合において鉄道事業を承継させないときは、この限りでない。

- 3 第五条第一項及び第六条の規定は、前二項の認可について準用する。
- 4 (略)

(事業の休止)

第二十八条 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 (略)

(事業の廃止)

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 (略)

(許可)

第三十二条 索道事業を経営しようとする者は、索道ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める索道については、この限りでない。

(軌道からの変更)

第六十二条 軌道法による軌道事業を経営する者は、国土交通大臣の許可を受けて当該軌道事業を鉄道事業に変更することができる。

2 前項の許可を受けた者は、第一種鉄道事業の許可を受けたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、第一項の許可を受けた者に対するこの法律の適用に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

第二十五条 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 ～ 4 （略）

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関する、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 ～ 4 （略）

○中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（基本計画の認定）

第九条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中心市街地の位置及び区域

二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

三 都市福利施設を整備する事業に関する事項

四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）

五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
ロ 特定事業

七 第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的の推進に関する事項

八 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

九 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

4 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない

い場合には、第二項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならぬ。

6 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

8 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。
9 内閣総理大臣は、第七項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 内閣総理大臣は、第七項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第五項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
12 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関する必要な助言をすることができる。

（認定に関する処理期間）

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第七項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第七項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（報告の徴収）

第十二条 内閣総理大臣は、第九条第七項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画（第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

- 第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第七項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 第九条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。
- 4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第十項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第五項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に關し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に關し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいづれか一以上の人者

イ 中心市街地整備推進機構（第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であつて政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいづれか一以上の人者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

2 11 (略)

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

(移動等円滑化基本構想)

- 第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができます。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に關し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかるわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

9 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

10 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

11 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

13 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
第七項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 ～ 6 (略)

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

○交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）（抄）

第十五条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画（以下この条において「交

通政策基本計画」という。）を定めなければならない。

2 交通政策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通に関する施策についての基本的な方針

二 交通に関する施策についての目標

三 交通に関する施策についての目標

四 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 交通政策基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国と地方公共団体との協調が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

7 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

8 政府は、交通政策基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

9 第四項から前項までの規定は、交通政策基本計画の変更について準用する。